

ぎゃくたいぼうしうけつけまどぐち **せっち** 「虐待防止受付窓口」の設置について

しゃかいふくしほうじんなんぼろえんぎゃくたいぼうしきてい 社会福祉法人南幌苑 虐待防止規程により、本事業所では、利用者からの虐待通報に適切に対応する体制を整えることといたしました。

ほんじぎょうしよ 本事業所 における虐待防止責任者、虐待防止マネージャーおよび第三者委員を下記のとおり設置し、虐待防止に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

1. 虐待防止責任者 栗林和史 (南幌苑 理事長 南幌めぐみ学園 総合施設長)

2. 虐待防止マネージャー 土井正樹 (南幌めぐみ学園 課長)
高橋康太 (南幌めぐみ学園 支援課主幹 サービス管理責任者)
渡辺実希 (南幌めぐみ学園 支援課主幹 サービス管理責任者)

3. 第三者委員 利國誠 (南幌苑 監事)
連絡先 TEL 011-378-1011 FAX 011-378-1013

連絡先 TEL 011-378-3515
中川眞智子 (南幌苑評議員・元法人事務局長)
連絡先 TEL 011-378-1826

き 記

4. 虐待防止の解決方法

(1) 虐待通報の受付

虐待通報は面接、電話、書面などにより虐待防止マネージャーが随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接虐待通報を申し出ることもできます。

(2) 虐待防止受付の報告・確認

虐待防止マネージャーが受付けた虐待通報を虐待防止責任者と第三者委員（虐待通報者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、虐待通報者に対して、報告を受けた旨を通知いたします。

(3) 虐待防止解決のための話し合い

虐待防止責任者は、虐待通報者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、虐待通報者は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行ないます。

- ア. 第三者委員による虐待内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 北海道福祉サービス運営適正化委員会

本事業者で解決できない虐待は、北海道社会福祉協議会に設置された「北海道福祉サービス運営適正化委員会」に申し出ることができます。

【北海道福祉サービス運営適正化委員会】

〒069-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 **かでの2・7 3階**
TEL 011-204-6310 FAX 011-204-6311

(5) 行政機関その他虐待受付機関

【南幌町保健福祉課福祉障がいグループ】

〒069-0235 空知郡南幌町中央3丁目4番26号 **南幌町保健福祉総合センター「あいくる」**
TEL 011-378-5888 FAX 011-378-5255

【北海道障がい者権利擁護センター】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-8617